

「大和市スポーツ施設設置条例」並びに「大和市都市公園条例」及び「大和市
営自動車駐車場条例」の一部改正(案)について、意見をお寄せください。

「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の一部改正に基づき、「大和市スポーツ施設設置条例」並びに「大和市都市公園条例」及び「大和市営自動車駐車場条例」について、スポーツ施設、及びスポーツ施設等のある都市公園の指定管理者選定については、公募に捉われない柔軟な選定手法も可能とする規定を整備する改正案に対する意見を募集します。

意見公募（パブリックコメント）

- ご意見の募集期間：平成27年4月18日（土）から平成27年5月18日（月）【必着】
- ご意見の提出方法：次のいずれかの方法で「住所」「氏名」を明記のうえご提出ください。
※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。
- ① 持参・郵送：〒242-0029 大和市上草柳1-1-1 大和スポーツセンタースポーツ課
〒242-0022 大和市柳橋4-5000 大和市 公園管理事務所
*直接持参される場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。（本庁舎4階 みどり公園課でも可。）
- ②ファックス：046（262）9514 または 046（263）6514
- ③ホームページ：市のホームページから、スポーツ課またはみどり公園課へのお問い合わせフォームに入ってください。
- 関連資料について：次の場所でご覧いただけます。
 - ・大和市役所本庁舎 1階情報公開コーナー、4階みどり公園課及び公園管理事務所窓口
 - ・渋谷分室、各連絡所、各学習センター、各コミュニティセンター、大和スポーツセンター、ゆとりの森仲良しプラザ
 - ・市のホームページ*お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日、市のホームページで公表します。

（個々のご意見に直接回答はいたしません。また、電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。）

お問い合わせ：大和市 スポーツ課 TEL 046（260）5762
大和市 公園管理事務所 TEL 046（263）9221

「大和市スポーツ施設設置条例」並びに「大和市都市公園条例」及び「大和市営自動車駐車場条例」の一部改正（案）の内容について

1 背景

本市では市政の基軸に「健康」を据えており、「健康」に直結するスポーツ施策の充実を図るべく、平成25年4月に「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を施行し、スポーツに係わる事務の権限を教育委員会から市長へ移管することで、スポーツに関わる施策を積極的に展開しています。

また、同年、7月には、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進基本計画を策定し、地域における運動及びスポーツ活動拠点の確保のほか、地域住民の健康づくり及び交流の場を創出するための地域スポーツクラブの設置を目指すなど、一層の充実を図っています。

このような中、法人等の設立目的と施設の設置目的等が一致する場合には、公募によらない指定管理者の選定を可能とするよう「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」が改正されました。

本市のスポーツ施策を推進する上で、スポーツ施設、及びスポーツ施設等のある公園の連携は必要不可欠であり、当該施設の指定管理者は、市民ニーズを的確に捉えた質の高いサービスを効率的かつ継続して安定的に提供し、スポーツイベントでの施設利用への協力等、市の機動的な施策に理解を持ち、弾力的に対応することが可能な者とする必要があります。

以上から、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の改正部分に基づき、スポーツ施設設置条例及び都市公園条例並びに市営自動車駐車場条例の一部を改正し、スポーツ施設、及びスポーツ施設等のある都市公園の指定管理者の選定については、公募に捉われない柔軟な選定手法も可能とする規定を新たに整備いたします。

2 条例改正（案）の内容（大和市スポーツ施設設置条例第5条、大和市都市公園条例第27条、大和市営自動車駐車場条例第5条関係）

条例改正にあたっては、指定管理者の公募に関する条文について、ただし書き規定の一部改正や追加を行い、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」との整合を図ります。

（1）大和市スポーツ施設設置条例

第5条について、ただし書き規定として第2項を追加する一部改正を行います。

（2）大和市都市公園条例

第27条のただし書き規定である第2項を改める一部改正を行います。

（3）大和市営自動車駐車場条例

第5条について、ただし書き規定として第2項を追加する一部改正を行います。